

イビデンCSRレポート2018 GRIスタンダード対照表

「イビデンCSRレポート2018」の作成にあたって、GRI*スタンダードを参照しています。報告書作成においてGRIスタンダードのフレームワークをどの程度適用したかを、準拠のオプションとして選択することが可能であり、本レポートは、「Core」をオプションとして選択しています。

*GRI:Global Reporting Initiative 國際的な持続可能性報告のガイドラインを策定している団体

Coreに準拠した報告で開示の必要な一般標準開示項目は、項目番号を青色□で記載しています。

必要の無い項目についても、当社の取り組みをさらに理解していただくことを目的に対照表に掲載しています。

一般開示事項			イビデン株式会社 CSRレポート2018	
			掲載頁	掲載項目
1.組織のプロフィール				
102-1	組織の名称	a. 組織の名称	P59	会社情報
102-2	活動、ブランド、製品、サービス	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める	P59	会社情報
102-3	本社の所在地	a. 組織の本社の所在地	P59	会社情報
102-4	事業所の所在地	a. 組織が事業を展開している国数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない	P59-60	会社情報
102-5	所有形態および法人格	a. 組織の所有形態や法人格の形態	P7 P8-9 P59	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 会社情報
102-6	参入市場	a. 参入市場。次の事項を含む i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii. 参入業種 iii. 顧客および受益者の種類	P59-60	会社情報
102-7	組織の規模	a. 組織の規模。次の事項を含む i. 総従業員数 ii. 総事業所数 iii. 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について) iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について) v. 提供する製品、サービスの量	P59	会社情報
102-8	従業員およびその他の労働者に関する情報	報告組織は、次の情報を報告しなければならない。 a. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類(常勤と非常勤)別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動(観光業や農業における季節変動) f. データの編集方法についての説明(何らかの前提があればそれも含める)	P20	社員の構成と事業別社員割合
102-9	サプライチェーン	a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める	P17	サプライチェーンでのCSRマネジメント
102-10	組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む i. 所在地または事業所に関する変化(施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合) iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選定や解消を含む)	P60	重要な子会社
102-11	予防原則または予防的アプローチ	a. 組織が予防原則や予防的アプローチを取り組んでいるか。またその取り組み方	P11-12	リスクマネジメント推進活動
102-12	外部イニシアティブ	a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	P4-5	CSR経営の考え方と推進体制
102-13	団体の会員資格	a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	P4-5 P39	CSR経営の考え方と推進体制 化学物質の適切な管理
2.戦略				
102-14	上級意思決定者の声明	a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	P2 P3 P4-5	トップメッセージ IBIDEN WAY/To The Next Stage 110 Plan CSR経営の考え方と推進体制
102-15	重要なインパクト、リスク、機会	a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	P2 P4-5 P11-12 P57-58	トップメッセージ CSR経営の考え方と推進体制 リスクマネジメント推進活動 CSR活動の目標・実績一覧
3.倫理と誠実性				
102-16	価値観、理念、行動基準・規範	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	P3 P4-5 P13-17	IBIDEN WAY CSR経営の考え方と推進体制 コンプライアンス推進活動
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度	P13-17	コンプライアンス推進活動
4.ガバナンス				
102-18	ガバナンス構造	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会	P7	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
102-19	権限移譲	a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス	P7 P11-12 P13-17	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 リスクマネジメント推進活動 コンプライアンス推進活動
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか	P28 P32	労働安全衛生マネジメント組織 環境マネジメント組織

一般開示事項			イビデン株式会社 CSRレポート2018 掲載頁	
4. ガバナンス				
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	<ul style="list-style-type: none"> a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 	P7	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	<ul style="list-style-type: none"> a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による <ul style="list-style-type: none"> i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー vii. 経済、環境、社会項目に関する能力 viii. ステークホルダーの代表 	P7 P8-9 P61	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 役員・組織図
102-23	最高ガバナンス機関の議長	<ul style="list-style-type: none"> a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由 		
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	<ul style="list-style-type: none"> a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか 	P8-9 P9	現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 役員報酬について
102-25	利益相反	<ul style="list-style-type: none"> a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む <ul style="list-style-type: none"> i. 役員会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者の情報 	P7 P8-9 P9 P13-17 *	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 役員報酬について コンプライアンス推進活動 *第165期有価証券報告書P34「役員の状況」、P37「コーポレート・ガバナンスの状況等」にて一部情報を開示しています。
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> a. 経済、環境、社会項目に関する組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割 	P4-5 P57-58	CSR経営の考え方と推進体制 CSR活動の目標・実績一覧
102-27	最高ガバナンス機関の集合的知見	<ul style="list-style-type: none"> a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するために実施した施策 	-	
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	<ul style="list-style-type: none"> a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む 	-	
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か 	P4-5 P6 P11-12	CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働 リスクマネジメント推進活動
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	<ul style="list-style-type: none"> a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割 	P11-12	リスクマネジメント推進活動
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度 	P11-12	リスクマネジメント推進活動
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職 	P62-63	報告事項の決定プロセス
102-33	重大な懸念事項の伝達	<ul style="list-style-type: none"> a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス 	P7 P8-9 P11-12 P13-17	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 リスクマネジメント推進活動 コンプライアンス推進活動
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	<ul style="list-style-type: none"> a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたマエニズム 	P13-17	コンプライアンス推進活動
102-35	報酬方針	<ul style="list-style-type: none"> a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む <ul style="list-style-type: none"> i. 固定報酬と変動報酬（パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む） ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付（最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む） b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか 	P9	役員報酬について
102-36	報酬の決定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係 	-	
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	<ul style="list-style-type: none"> a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果 	-	
102-38	年間報酬総額の比率	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率 	-	
102-39	年間報酬総額比率の増加率	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）の増加率に対する比率 	-	

一般開示事項			イビデン株式会社 CSRレポート2018 掲載頁	
5. ステークホルダー・エンゲージメント			掲載項目	
102-40	ステークホルダー・グループのリスト	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	P4-5 P6	CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働
102-41	団体交渉協定	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合	*	*第165期有価証券報告書P10「従業員の状況」にて一部開示しています。
102-42	ステークホルダーの特定および選定	a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	P4-5 P6	CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働
102-43	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す	P6 P62-63	ステークホルダーとの対話・協働／ 第三者機関の診断と対応 報告事項の決定プロセス
102-44	提起された重要な項目および懸念	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか（報告を行って対応したものを持む） ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ	P6 P57-58	ステークホルダーとの対話・協働／ 第三者機関の診断と対応 CSR活動の目標・実績一覧
6. 報告実務				
102-45	連結財務諸表の対象になっている事業体	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	P63	報告の対象組織
102-46	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明	P62-63	報告事項の決定プロセス
102-47	マテリアルな項目のリスト	a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト	本表 (P64-69)	GRIスタンダード対照表
102-48	情報の再記述	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	P62	記載に関する補足
102-49	報告における変更	a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更	P62 P63	記載に関する補足 報告の対象組織
102-50	報告期間	a. 提供情報の報告期間	P62	報告期間
102-51	前回発行した報告書の日付	a. 前回発行した報告書の日付（該当する場合）	P62	発行時期
102-52	報告サイクル	a. 報告サイクル	P62	発行時期
102-53	報告書に関する質問の窓口	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	裏表紙	お問い合わせ先 (Webサイトからの問い合わせも可能です。 https://www.ibiden.com/utility/inquiry.html)
102-54	GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張	a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張 i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核（Core）オプションに準拠して作成されている。」 ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括（Comprehensive）オプションに準拠して作成されている。」	本表 (P64-69)	GRIスタンダード対照表
102-55	内容索引	a. GRIの内容索引（使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する） b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める i. 開示事項の番号（GRIスタンダードに従って開示した項目について） ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由（該当する場合）	本表 (P64-69)	GRIスタンダード対照表
102-56	外部保証	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明 b. 報告書が外部保証を受けている場合、 i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠（サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合）。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める ii. 組織と保証提供者の関係 iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか	—	本レポート内ではありませんが、過去に掲載のイビデンおよび海外グループ会社のCO ₂ 排出量に対して、第三者検証を受けています。 検証内容についてはWebサイト https://www.ibiden.com/csr/ で随時公開します。
		a. 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー	P62-63	報告事項の決定プロセス 報告の対象組織
		a. 各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー	P63	報告の対象組織

GRIスタンダードに基づき、重要性が高い項目を選定しています。

本レポート上の記載ページ数は以下のようになっています。

スタンダードに記載の項目に対して、当社が特に重要性が高いと特定した項目は青色□で記載しています。
また重要性が高いと特定され、スタンダード上明記されていない項目についても、対照表上に記載しています。

項目	項目別の開示事項	イビデン株式会社 CSRレポート2018	
		掲載頁	掲載項目
マネジメント手法			
マテリアルな項目とその該当範囲の説明	103-1	a. その項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルな項目の該当範囲、次の記述を含む i. どこでインパクトが生じるのか ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関係を通じてインパクトに関連したかどうか c. 該当範囲に関する具体的な制約事項	P3 P4-5 P6 P7-19 P32-44 P57-58 To The Next Stage 110 Plan CSR経営の考え方と推進体制 ステークホルダーとの対話・協働 内部統制／コーポレート・ガバナンス 環境経営 CSR活動の目標・実績一覧
マネジメント手法とその要素	103-2	a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明 b. マネジメント手法の目的に関する表明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. 目標およびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理メカニズム vii. 具体的な措置(プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアチブなど)	
マネジメント手法の評価	103-3	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関して行った調整	
カテゴリー：経済			
経済パフォーマンス	201-1	創出、分配した直接的経済価値	P10 P59 * *第165期有価証券報告書P44～「経理の状況」に記載があります。
	201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	P11-12 P35-37 リスクマネジメント推進活動 気候変動問題への対応
	201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	*
地域経済での存在感	201-4	政府から受けた資金援助	
	202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	
	202-2	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	
間接的な経済的インパクト	203-1	マネジメント手法の開示事項（推奨事項） 1.2.1 国や地域、地方レベルの間接的な経済的インパクトを把握するために実施している取り組みを記述する 1.2.2 組織がインフラその他のサービスの必要性を判断するにあたって、コミュニティのニーズ評価を実施したかどうかを説明し、その評価結果を記述する	
	203-2	1.2.1 国や地域、地方レベルの間接的な経済的インパクト	
	203-3	1.2.2 組織がインフラその他のサービスの必要性を判断するにあたって、コミュニティのニーズ評価を実施したかどうかを説明し、その評価結果を記述する	
調達慣行	204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	
腐敗防止	205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	P11-12 リスクマネジメント推進活動
	205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	P13-17 コンプライアンス推進活動
反競争的行為	205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	P13-17 コンプライアンス推進活動
緊急対策	206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	P13-17 コンプライアンス推進活動
カテゴリー：環境			
原材料	301-1	使用原材料の重量または体積	P44 イビデングループの インプットアウトプット
	301-2	使用したリサイクル材料	
	301-3	再生利用された製品と梱包材	
エネルギー	302-1	組織内のエネルギー消費量	P35-37 P44 気候変動問題への対応 イビデングループの インプットアウトプット
	302-2	組織外のエネルギー消費量	
	302-3	エネルギー原単位	
	302-4	エネルギー消費量の削減	
	302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	
水	303-1	水源別の総取水量	P38 P44 資源循環の取り組み イビデングループの インプットアウトプット
	303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	
	303-3	リサイクル・リユースした水	
生物多様性	304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、貸借、管理している事業サイト	P40 生物多様性への姿勢
	304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	
	304-3	生息地の保護・復元	
	304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	

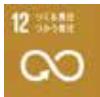
側面	項目別の開示事項		イビデン株式会社 CSRレポート2018 掲載頁 掲載項目	
カテゴリー：環境				
大気への排出	マネジメント手法の開示事項	GHG排出量目標を提示する際、報告組織は、目標達成のためにオフセットを使用しているか否かを説明し、その種類、量、基準、仕組みを明記しなければならない。		2017年度までにオフセットは使用していません。
	305-1	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	P35-37 P44	気候変動問題への対応 イビデングループのインプットアウトプット
	305-2	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	P35-37 P44	気候変動問題への対応 イビデングループのインプットアウトプット
	305-3	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)	P44	イビデングループのインプットアウトプット
	305-4	温室効果ガス(GHG)排出原単位	P35-37	気候変動問題への対応
	305-5	温室効果ガス(GHG)排出量の削減	P35-37	気候変動問題への対応
	305-6	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量		該当なし
	305-7	窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物	P44	イビデングループのインプットアウトプット
排水および廃棄物	306-1	排水の水質および排出先	P44	イビデングループのインプットアウトプット
	306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	P44	イビデングループのインプットアウトプット
	306-3	重大な漏出	P34	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
	306-4	有害廃棄物の輸送		
	306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域		
環境コンプライアンス	307-1	環境法規制の違反	P34	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
サプライヤーの環境評価	308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	P17-19 P39	サプライチェーンでのCSRマネジメント 化学物質の適切な管理
	308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	P17-19 P34 P39	サプライチェーンでのCSRマネジメント 環境および労働安全衛生関連法令の遵守 化学物質の適切な管理
カテゴリー：社会				
マネジメント手法 (側面固有のDMAがある場合は、各側面毎に対して記載しています)	G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由、マテリアルと判断する要因となる影響 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c. マネジメント手法の評価	P20-31 P57-58	人財経営 CSR活動の目標・実績一覧
雇用	401-1	従業員の新規雇用と離職	P20	人財経営の考え方
	401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当		
	401-3	育児休暇	P24-26	多様な働き方の尊重
労使関係	402-1	事業上の変更に関する最低通知期間		
労働安全衛生	403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	P28	労働安全衛生マネジメント組織
	403-2	傷害の種類・業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死亡者数	P29-31	労働安全衛生の活動指針と結果
	403-3	疾病的発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者		
	403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項	P29-31	労働安全衛生の活動指針と結果
研修と教育	404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	P23-24	人財の育成
	404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	P23-24 P24-26	人財の育成 多様な働き方の尊重
	404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	P22	公正な評価と待遇
ダイバーシティと 機会均等	405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ		
	405-2	基本給と報酬総額の男女比		
非差別	406-1	差別事例と実施した救済措置	P13-17 P21-22	コンプライアンス推進活動 人権の尊重
結社の自由と団体交渉	マネジメント手法の開示事項(推奨事項)	報告組織は、労働組合の結成または労働組合への参加、団体交渉の実施、労働組合活動への参画に関する労働者の意思決定に影響を与える可能性があると考えられる方針がある場合、そのすべての方針について記述するのが望ましい。		
	407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー		
児童労働	408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	P21-22	人権の尊重
強制労働	409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	P21-22	人権の尊重
保安慣行	410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員		
先住民族の権利	411-1	先住民族の権利を侵害した事例		
人権アセスメント	412-1	人権レビューインパクト評価の対象とした事業所		
	412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	P21-22	人権の尊重
	412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約		
地域コミュニティ	413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	P50-54	社会貢献
	413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所	P34	環境および労働安全衛生関連法令の遵守
サプライヤーの社会への影響評価	414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	P17-19	サプライチェーンでのCSRマネジメント
	414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	P13-17 P17-19	コンプライアンス推進活動 サプライチェーンでのCSRマネジメント
公共政策	マネジメント手法の開示事項(推奨事項)	1.2.1 公共政策の策定およびロビー活動への参加の焦点である重要論点 1.2.2 重要論点に対する組織のスタンス、および組織のロビー活動における立場と公開している組織の方針や目標、その他の公的な立場との相違		
	415-1	政治献金		

側面	項目別の開示事項	イビデン株式会社 CSRレポート2018	
		掲載頁	掲載項目
カテゴリー：社会			
顧客の安全衛生	416-1 製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価		
	416-2 製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例		
マーケティングとラベリング	417-1 製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項		
	417-2 製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例		
	417-3 マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例報		
顧客プライバシー	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して 具体化した不服申立	P13-17	コンプライアンス推進活動
社会経済面のコンプライアンス	社会経済分野の法規制違反	P13-17	コンプライアンス推進活動
紛争鉱物	紛争鉱物への対応	P17-19	サプライチェーンでのCSRマネジメント
労働時間	労働時間の管理	P26	働きやすい職場に向けた労使協業

持続可能な開発目標(SDGs)とイビデングループの活動対照表

[持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015年9月の国連サミットで掲げられた、持続可能な世界を実現するための2030年に向けた国際目標です。]

当社グループでは、これまでにお客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまと、グローバルな社会課題と当社グループの事業活動とのかかわりについて、話し合いを進めてきました。2018年からの中期経営計画の中で、当社グループの事業活動とSDGsにどのような関わりがあり、どう貢献ができるかについて、改めて整理を開始しています。本CSRレポート上に掲載されている、当社グループの事業活動と関係性の高いSDGsの目標は以下のとおりです。

SDGsのゴール		関係性の高い当社の活動における CSRレポート2018上の掲載項目	掲載頁
環境面で関係性の高い課題		全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	水資源の有効利用 P38
	事業場別環境測定実績データ P45		
		全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	クリーンエネルギーへの取り組み P35
	製品・事業での環境貢献 P41		
		持続可能な生産消費形態を確保する	廃棄物量の削減活動 P38
	化学物質の適切な管理 P39		
	イビデングループのインプットアウトプット P44		
		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	省エネルギー活動 P36
	GHG排出量の推移 P36		
社会面で関係性の高い課題		あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	社員の健康増進への取り組み P31
		ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	女性活躍の推進 P24
		包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	人権の尊重 P21
	ワークライフバランスの取り組み P24		
関係性の高い課題		持続可能な生産消費形態を確保する	サプライチェーンでのCSRマネジメント P17
	(CSRレポート2018の発行) 本冊子		
		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	コンプライアンス推進活動 P13